

周南市監査委員 久行 竜二  
周南市監査委員 福田 文治

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

都市整備部

都市政策課、公共交通対策課、建築指導課、公園花とみどり課、  
市街地整備課

2 監査の範囲

令和7年4月（指定した一部の事務については令和6年4月）から11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和8年1月16日（金）から令和8年4月15日（水）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

公園花とみどり課

(1) 契約事務

|   |      |   |
|---|------|---|
| ア | 指摘事項 | 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為が行われているものがあった。 |
|   | 措置状況 | 今後は年度開始後に行います。  |
| イ | 指摘事項 | 契約書に貼付された収入印紙について、納税指導の不備により印紙税額を誤っているものがあった。                           |
|   | 措置状況 | 適正な印紙税額による納税指導を改めて行いました。今後は納付指導時の印紙税額に誤りがないよう確認します。                     |